

令和4年5月の法人税務についてのお知らせ

	国 税 の 種 類	納付・提出期限		提出先
		納付期限	提出期限	
1	源泉所得税 (令和4年4月分)	納付期限	令和4年5月10日(火)	税務署
2	法人税・消費税等 (令和4年3月31日決算法人)	確定申告書の提出期限	令和4年5月31日(火)	税務署
3	法人住民税・法人事業税 (令和4年3月31日決算法人)	確定申告書の提出期限	令和4年5月31日(火)	市長村長・ 都道府県知事
4	法人税・消費税等 (令和4年9月30日決算法人)	中間申告書の提出期限	(直前課税期間の年税額が 48万円超400万円以下) 令和4年5月31日(火)	税務署
<p>※注 1年決算法人で算出された中間納付税額が以下のときは、申告不要です。 法人税の中間申告納付額 10万円以下・消費税の中間申告納付額 24万円以下</p>				
5	法人住民税・法人事業税 (令和4年9月30日決算法人)	中間申告書の提出期限	令和4年5月31日(火)	都道府県知事 ・市町村長

税 理 士 さ ん の 豆 知 識

法人解散後に引き続き役員として清算事務に従事する者に支給する退職給与の取り扱い

国税庁「質疑応答事例」より

『照会要旨』

法人が解散した場合において、引き続き清算人として清算事務に従事する旧役員に対しその解散前の勤務期間に係る退職手当等として支払われる給与については、法人税法上退職給与として取り扱われますか。

『回答要旨』

退職給与として取り扱われます。

(理由)

法人が解散した場合において、引き続き役員または使用人として清算事務に従事する者に対し、その解散前の勤務期間に係る退職手当等として支払われる給与は、所得税法上退職手当等として取り扱われています(所得税法基本通達 30-2(6)ので、法人税法上も退職給与として取り扱うことが相当と考えられます。

『関係法令通達』

法人税法第34条

所得税法基本通達 30-2(6)

清算結了の登記をした法人の納税義務等(法人税法基本通達 1-1-7)

法人が清算結了の登記をした場合においても、その清算結了は実質的に判断すべきものであるから、当該法人は、各事業年度の所得に対する法人税を納める義務を履行するまではなお存続するものとする。当該法人が各連結事業年度の連結所得に対する法人税を納める義務(法人税法 81 条の 28 第 1 項(連結子法人の連帯納付の責任)の連帯納付の責任を含む)を有する場合も、同様とする。